

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の改正に伴い、建設工事に伴い発生する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の工事現場外での保管について事前の届出が義務付けられました。

## ☆☆次の場合には届出が必要です！☆☆

### 【届出該当要件（1～3全てに該当する場合）】

- 1 建設工事に伴い発生する産業廃棄物であること。
- 2 保管する場所が建設工事現場外であること。
- 3 保管場所の面積が300㎡以上であること。

- ・ 届出を行なった工事現場外の保管は従前どおり産業廃棄物処理基準が適用となります。
- ・ 未届による保管の実施は、罰則が適用となります。
- ・ 届出事項に変更が生じた場合、保管施設を廃止した場合にも届出が必要となります。
- ・ 平成23年4月1日時点で既に保管を行っている事業者は、同年6月30日までに届出が必要です。
- ・ 他者が排出した産業廃棄物を受託して、届出した保管施設で保管した場合には、積替え保管を伴う無許可の収集運搬業となり、罰則が適用となります。

☎ご不明な点は、お問い合わせください。

～ 届出・問い合わせ窓口 ～

**高崎市 環境部 産業廃棄物対策課（市庁舎 2F 39 番窓口）**

〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1 直通 027-321-1325 FAX 027-321-1161



### 【参考】

#### ●廃棄物処理法第12条第3項(事業者の処理)

事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物(環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。)を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管(環境省令で定めるものに限る。)を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

※特別管理産業廃棄物については法第12条の2第3項に規定。

#### ○施行規則第8条の2(建設工事に伴い生ずる産業廃棄物)

法第12条第3項前段の環境省令で定める産業廃棄物は、建設工事(法第21条の3第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に伴い生ずる産業廃棄物とする。

#### ○施行規則第8条の2の2(産業廃棄物の保管の届出の対象となる保管)

当該保管の用に供される場所の面積が300㎡以上である場所において行われる保管であって、次のいずれにも該当しないもの。(施行規則第8条の2の2)

- 1 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管
- 2 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

※特別管理産業廃棄物については規則第8条の13の2、第8条の13の3に規定。

## I 工事現場外保管を行う場合に提出する届出書の記載事項、添付書類は次のとおりです。

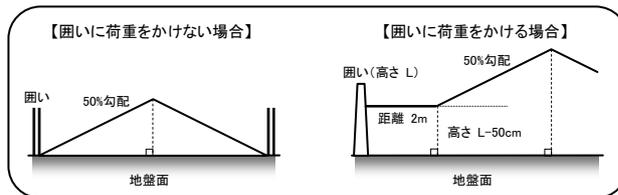
### ★記載事項

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 保管の場所に関する次に掲げる事項
  - イ 所在地
  - ロ 面積
  - ハ 保管する産業廃棄物の種類
  - ニ 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限
  - ホ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、その旨及び施行規則第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの
- 3 保管の開始年月日

☆処理基準に規定する保管上限

積替えの場合：一日当たりの平均的な搬出量 × 7日分  
 処分等の場合：処理施設の日当たりの処理能力 × 14日分（基本数量）  
※処分等の場合、取扱い形態、廃棄物の種類によって特別措置があります。

☆屋外保管に関する高さの上限（概略図）



### ★添付書類

- 1 届出をしようとする者が保管の場所を使用する権原を有することを証する書類
- 2 保管の場所の平面図及び付近の見取図

## II 届出した事項を変更しようとする場合には、次の事項を記載した変更届出書を提出してください。また、保管場所の所在地又は面積を変更しようとする場合には、使用権原を証する書類並びに保管場所の平面図及び付近の見取図を添付してください。

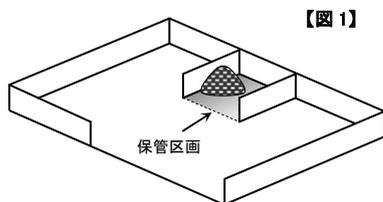
- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更予定年月日

## III 届出に係る保管をやめた場合には、廃止届出書を提出してください（保管中止日から30日以内。）

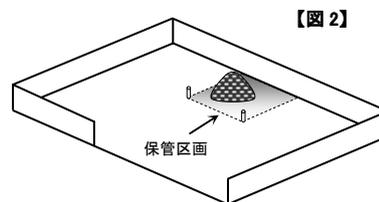
## IV 非常災害のために必要な応急措置として行う事業場外の保管の場合には、事後の届出となります（保管開始後14日以内）。次の事項を記載した届出書を提出してください。なお、この場合にも、上記Iに掲げる添付書類が必要となります。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 保管の場所に関する次に掲げる事項
  - イ 所在地
  - ロ 面積
  - ハ 保管した産業廃棄物の種類
- 3 保管の開始年月日
- 二 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限
- ホ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管した場合にあっては、その旨及び施行規則第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの

## V 処理基準により、保管場所には囲いを設置しなければなりません。保管場所の面積は、設置された囲いで囲われた部分の面積を計算します。



産業廃棄物を保管する場所として敷地内に定めた区域（以下「保管区画」とします。）について、【図1】のように保管区画に囲いを設けている場合には、保管区画の面積により判断します。（保管区画の面積が300㎡以上であれば届出対象規模となります。）



【図2】のように保管区画に囲いが無い場合には、**囲いのある敷地全体の面積により判断します。**

## VI 保管予定場所が農地であるため、農地転用許可が必要である、あるいは、河川区域であるため占用許可が必要であるなど、他法令の規制がかかる場合には、保管場所設置工事の着手前にこれら手続きを完了させてください。届出書の提出は、他法令の手続き完了後に行なうようお願いいたします。